

著作物存在事実証明書

題号 情報士

著作物

情報士とは、独自の有益な知識を講演する能力を有する者をいう。

例えば、人生は「あいうえお」でうまくいく。

- 挨拶を忘れない事
- 生きがいを持つ事
- 運動を心掛ける事
- 笑顔をつれない事
- 思いやりを持つ事

生きがい・運動・笑顔が身の健康に不可欠で、思いやり・挨拶・笑顔が心の健康に不可欠です。

創作者 奈良県生駒市北新町四番五一号 矢間 治 茂

創作年月日 平成二十年一月二十二日

この書類は、公証人の「確定日付」に基づいてその存在を証明したものです。

代理人

会員番号 大阪府第五六一四号

社会保険労務士 矢間 治 茂

百九八

